

## 「出口における質保証」について（審議経過メモ）

**1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等**

（「出口における質保証」が求められる背景等）

- 大学のユニバーサル化等に伴い学生の多様化が進む一方、激化するグローバル競争下に置かれる産業界においてはジョブ型採用や通年採用の拡大など採用方法の多様化が進行し、「即戦力」的人材への需要が高まっている傾向にある。こうした中、大学は、これまで以上に入学時から修了時までの学修者の「成長」、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に定める資質・能力を保証する「出口における質保証」を意識した質の向上を図っていくことが求められている。
- 近年、「出口における質保証」を求める提言等は多く、中央教育審議会答申においても出口管理の強化の必要性を指摘<sup>1</sup>しているほか、教育再生実行会議第十二次提言では「我が国の大学教育は、学生に密度の高い学修を促す教育システムとなっておらず、学生が修了時までに必要な能力を身に付けることを保証する「出口における質保証」が十分に行われていないこと、厳格な卒業認定がなされておらず、修得主義が徹底されていないことがこれまで問題視」されてきたとして、教学マネジメントの改善等による「出口における質保証」の徹底が求められている。また、本年5月に取りまとめられた教育未来創造会議第一次提言においても「「入口（大学入学時）での質保証」から、大学修了時までに必要な資質能力を身に付けさせ、厳格な卒業認定を行う「出口での質保証」への転換をより一層進める」としている。
- 日本経済団体連合会が本年1月に取りまとめた提言も「わが国の大学は、定員管理上の必要性や就職を希望する学生への配慮などから、ともすれば、必要な能力や資質が身につけていない学生であっても卒業・修了させることがある。そのため、3つのポリシーのうち「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」が十分に機能しているとは言い難く、「出口における質保証」が不十分」と指摘しており、「教学マネジメント」の確立、学修成果の可視化の取組を一層充実することを求めている。
- 「出口における質保証」を求める声は、今後、ジョブ型雇用の浸透や採用のグローバル化の進展等により、企業内人材育成から働き手による自主的・自律的

<sup>1</sup> 例えば、「我が国の高等教育の将来像（平成17年1月28日中央教育審議会答申）」は「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。」、「学士課程教育の構築に向けて（平成20年12月24日中央教育審議会答申）」は、「徹底した出口管理、成績評価の厳格化について先導的に取り組んでいる大学に対して支援を行う。」としている。

- なキャリア形成にシフトしていく中で、一層強まっていくものと考えられる。
- また、こうした産業界等からの要請に加えて、学位の国際通用性の確保や相互承認に向けた国際的な高等教育の質保証の取組においても大学教育のアウトカムに着目した評価に基づく質保証が重視されており、高等教育のグローバル化の進展に伴って「出口における質保証」に対する要請が高まっていると捉えることができる。

#### (大学教育の質保証をめぐる近年の取組と現状)

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30年11月26日中央教育審議会答申）」では、「保証すべき高等教育の質」として「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」「大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」といったことが重要な要素として列記されている。
- 同答申では、大学教育の質保証は、第一義的には大学自らが取り組むことが重要であり、各大学において「学位プログラム」レベルのみならず、全学的な内部質保証を推進することが求められるとした上で、教学マネジメントの確立に向けて、学長のリーダーシップの下で3つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の展開、点検・評価に基づく不断の改善、学修成果の的確な把握・測定や積極的な情報公表等が必要であるとしている。同答申を踏まえて策定された「教学マネジメント指針」は、3つのポリシーを通じた学修目標の具体化、体系的かつ組織的な教育課程の編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化、FD・SD及び教学IR、情報公表等について、改善・充実の方向性や大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの各レベルで留意すべき事項が整理されている。
- また、平成30年度から開始されている認証評価の第3サイクルにおいては内部質保証を一層重視した評価が実施されている。加えて、質保証システムについては、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会審議まとめ）において、大学における国際通用性のある教育研究の質を保証するため、最低限の水準を担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図るための方向性が示されたことを受けて、大学設置基準の改正等がなされたところである。こうした各質保証システムの改善・充実が、各大学における「出口における質保証」の取組等にどのような影響を及ぼすのかについては、今後、評価・検証を進めていくことが必要である。

- こうした中、内部質保証体制の確立や教学マネジメントの改善等に取り組む大学は、十分とは言えないながらも確実に増えている。<sup>2</sup>

#### (学生の学修時間等に見られる課題)

- こうした大学教育の質保証に向けた取組が進展する一方で、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表層的なものに留まっており、学修者本位の教育の実現や授業科目レベルでの教育の改善にはつながっていないという指摘もある。この点、令和3年度に実施された全国学生調査(第2回試行実施)<sup>3</sup>の結果からは、学生の学びの実態に様々な課題があることが見て取れる。
- 同調査では、大学教育を通じて身に付いた知識・技能について、「専門分野に関する知識・理解」、「文献・資料を収集・分析する力」、「幅広い知識、ものの見方」が身に付いたと回答する学生の割合が比較的高かったほか、「教員が学生と向き合って教育に取り組んでいる」、「大学での学びによって自分自身の成長を実感している」という学生も約8割に上っているなど、学生が大学教育の有用性を一定程度評価し約3分の2の学生が週16時間以上、38%の学生は週21時間以上であるなど、授業への出席時間が長い一方で、予習・復習・課題など授業に関する学修については週5時間以下の学生が41%であった。授業への出席時間に比して授業に関する学修時間が短いことの背景としては、学期末の試験結果のみで単位認定が行われるなどの理由から学生が過剰な単位登録をしていることが考えられる。また、単位の過剰登録を防ぐための履修単位の上限設定(キャップ制)を設けている大学は95%に及ぶが、そもそも上限設定が高過ぎるなど、キャップ制が実質的に機能していないものと思われる。大学設置基準において1単位が45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準としている単位制度の趣旨に鑑みて、また密度の濃い主体的な学修の必要性という観点からも大きな課題である。
- また、最終学年の学生については、授業への出席時間は6割以上の学生が週5時間以下となっており、これに伴い、授業に関する学修も週5時間以下の学生が75%を占めている。このように最終学年の学生は、授業への出席及び授業に関する学修時間が短い一方で、3分の1の学生は卒業論文・卒業研究・卒業制

---

<sup>2</sup> 例えば、「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、「三つの方針の達成状況を点検・評価している大学」は82.0%(平成29年度70.7%)、「三つの方針に基づく教育の成果を点検・評価するための、学位を与える課程共通の考え方や尺度を策定している大学」は56.7%(平成29年度33.0%)、「ナンバリングの実施」は60.8%(平成27年度35.5%)、「履修系統図(カリキュラムマップ、カリキュラムチャートの活用)」は78.2%(平成27年度63.1%)となっている。

<sup>3</sup> 令和4年2月に、大学学部の2年生及び最終学年、短期大学の2年生を対象に実施。

作（以下、「卒業論文等」という。）に週 21 時間以上、4 分の 1 の学生が週 31 時間以上と多くの時間を費やしていることがわかる。しかしながら、最終学年の学生であっても、3 分の 1 の学生は卒業論文等に費やす時間が 5 時間以下であり、最終学年においては、学修時間が極めて短い学生も一定数いることが伺える。上記で指摘したキャップ制が実質的に機能していないといった課題のほか、就職活動等による影響もあるものと考えられるが、「出口における質保証」という観点からも問題であると言わざるを得ない。<sup>4</sup>

- 学修時間等については、分野での傾向に大きな差があることも明らかになっている。概括すると、「人文」及び「社会」分野では、授業に関する学修時間が短い傾向にあることに加えて、自主的な学修時間についても短いことから、全般的に学修時間が短い傾向にある。また、最終学年（4 年生以上）でも、卒論等に取り組む時間が短い学生が比較的多い。<sup>5</sup>「理学・工学」、「農学」分野では、2 年生は授業への出席時間、授業に関する学修時間ともに他分野に比してやや長い傾向にあり、最終学年の学生は授業への出席時間は短く、卒業論文等に費やす時間が長い。「医学」、「歯学」、「薬学」、「保健」分野では、2 年生、最終学年の学生ともに授業への出席時間が長い。また、授業に関する学習時間も比較的長いほか、最終学年は、予習・復習・課題以外の学修時間<sup>6</sup>が長い。卒業論文等については、「医学」、「歯学」で取り組んでいる学生は少ないが、「薬学」、「保健」は、卒業論文等について、「人文」、「社会」と同程度に取り組んでいる。こうした違いは、「医学」及び「歯学」では、モデル・コア・カリキュラム上で卒業論文等が必須とされず、例えば臨床実習後に OSCE<sup>7</sup>を利用して技能や態度の評価を行うなど卒業論文等によらない卒業時の質保証が行われている一方、「薬学」、「保健」ではモデル・コア・カリキュラムにおいて研究活動が位置づけられているなど、分野別質保証における取組に起因する部分があるものと考えられる。

---

<sup>4</sup> 短期大学については、大学と比較して、全体として短期大学の教育活動、短期大学での学びに対する肯定的な回答の割合が高いが、「予習・復習・課題など授業に関する学習」が週 5 時間以下の学生の割合が 65%であり、大学と比しても高いなど、学修時間の短さは大学と同様に課題であると言える。

<sup>5</sup> 「人文」及び「社会」分野における卒業論文等に費やす時間は学部規模が大きいほど短いという傾向も見られ、「社会」の大規模学部（800 人以上）では、0 時間と回答した学生が 4 割に上っている。また、学部規模とは必ずしも一致しないが、教員一人当たりの学生数（ST 比）が高い社会科学系学部においては、卒業論文・卒業研究の必修化の実施率が低いとする調査結果もある（「ひらく日本の大学」（平成 29 年、朝日新聞・河合塾））

<sup>6</sup> 学問に関する読書やディスカッション、実技の練習、資格試験の勉強等を指す。週 31 時間以上と回答した学生の割合は、医学 42%、歯学 26%、薬学 33%、薬学 32%であり、医学部が顕著に高い。

<sup>7</sup> 公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（CATO、カトー）が実施する、模擬患者の方々の協力を得て技能や態度を評価する試験（Objective Structured Clinical Examination: OSCE、オスキー）

## 2. 「出口における質保証」の充実に向けた方向性

### (教学マネジメントの改善等)

- ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を学生が確実に身に付けさせるためには、3つのポリシーに基づいて個々の授業科目等を超えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立し、体系化・構造化された教育課程を学生にわかりやすく示すこと、GPA の活用等を含む学修成果の把握・可視化及びその前提となる成績評価の信頼性の確保、更には情報公表など、各大学における教学マネジメントの改善が最も重要であることは論を待たない。
- また、上述の学生の学習時間等に関する課題を踏まえれば、キャップ制の実質化、授業科目の精選・統合等により、密度の濃い主体的な学修を可能とする教育課程の編成・実施は極めて重要であり、国においてもこうした取組を一層推進することが求められる。
- 加えて、教員の採用・評価においても、大学全体のミッションに加えて組織や分野の特性を考慮しつつ、研究業績のみならず、授業改善の取組や教学マネジメントの改善への貢献、研究指導を含むゼミ・研究室の運営等も含めた教育業績について評価軸に盛り込み、「出口における質保証」の実質化へのインセンティブとすることも考えられる。

### (卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実等)

- 我が国の大学教育の特長として挙げられる卒業論文・卒業研究やゼミナール教育（ゼミ）<sup>8</sup>は、学生にとっても研究的な側面を持った行動が求められる取組として、多くの大学で学位プログラムが提供する教育の集大成的な位置づけで実施されており、「出口における質保証」においても重要な役割を担う。
- 一方で、ゼミや卒業論文・卒業研究については、学生の成長実感の低さや教員と学生との間での認識のずれ、評価基準のあいまいさ、卒業論文の質の低さ、大学や学部の教育方針が与える影響の少なさなど様々な課題があり、必ずしも期待通りの成果を上げていないとの指摘もある。<sup>9</sup>

---

<sup>8</sup> 第5回大学振興部会で発表を行った西野毅朗によれば、ゼミナール教育は「学生－教員間および学生間の緊密な対話によって知識・技能・態度を総合的に育成することを目指す少数教育」と定義され、「初年次ゼミナール」、「教養ゼミナール」、「プロゼミナール」、高学年次の専門教育として行われる「専門ゼミ」の4種類がある（第5回大学振興部会資料3「ゼミナール教育・卒業論文等から考える『出口の質保証』」（令和4年10月28日、西野毅朗）。本稿では、この「専門ゼミ」に当たるものを「ゼミ」と記載している。

<sup>9</sup> 西野毅朗（2022）「日本のゼミナール教育 人文・社会科学領域等の学士課程教育における学習共同体の姿」（玉川大学出版）において、人文・社会科学領域の専門ゼミについて、教員がゼミを通じて目指している目標について学生自身の成長実感が低いこと、大学や学部の方針がゼミの在り方に与える影響は小さく教員自身の経験に依るものが大きいこと、多くのゼミでレポートやプレゼン等を評価するパフォーマンス評価を導入しているが評価基準が不明瞭であることなどが示されている。また、卒業論文についても、8割の教員が「学士課程教育の最終成果物」とであると認識しているにもかかわらず、組織的に統一された評価基準が統一されている学科の割合は2割に満たず、成果物の過半数は研究論文として適切な中身であると言えず、文字数や体裁などの規定が守られるレベルであることが示されている。

- ゼミや卒業論文等を「出口における質保証」において有効に機能させるためには、教育課程改善のための組織的な取組の一環として、その学修目標や評価基準について、ディプロマ・ポリシーに定めた資質・能力を踏まえて規定し、学生に周知していくことが必要となる。加えて、最終学年でゼミや卒業論文等を通じて学修目標を達成するために必要なスタディ・スキルを学生が低年次から系統的に学び、身に付けることができるよう教育課程を工夫することも重要である。更に、テーマ設定や評価等において地域社会や企業等の連携を図ることは、教育の充実・活性化や公開性の向上につながり、大学教育に対する社会からの理解と信頼を得ていく上でも有効であると考えられる。
- ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力や適切な評価方法等は大学のミッションや分野の特性等に応じて多様であり、当然ながらゼミや卒業論文等の取組が全ての学位プログラムに適しているものでない。そうした多様性は前提としながらも、「出口における質保証」に資する教育課程の改善方策の一つとして、高学年次においてディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目を設けることは効果的であると考えられる。どのような課題を用いて学修成果を評価するかについては、分野等の特性に応じて、論文、レポート、プレゼンテーション、制作、製図、上演等の多様なものの中から設定した学修目標に適したものを選択し、組み合わせることが考えられる。
- 国においては、今後、質保証システム部会審議まとめも踏まえて、大学評価基準に定められる認証評価を行うべき事項として「学修成果の把握や評価に関すること」を追加するとともに、認証評価の第4サイクルにおいて、ゼミや卒業論文等、高学年次におけるディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する科目に関する取組状況が適切に評価されるよう各認証評価機関に促すことが必要である。
- なお、こうした議論は、例えば、国際的な認証の必要性等から分野別質保証の取組が進展し、OSCE等を活用した卒業論文等によらない卒業時の質保証が行われている医学分野などには必ずしも当てはまらない。また、人文・社会科学分野においても、学問分野によって、ゼミや卒業論文等の必修化の状況や取り組んでいる学生の割合が相当程度異なる実態があることが明らかになっている。<sup>10</sup>各大学においては、こうした学問分野間の違い、学生の学修実態等を考慮に入れた上で、各学位プログラムについて、「出口における質保証」の観点からどのような課題があり、どう改善すべきかについて検討していくことが求められる。

---

<sup>10</sup> 例えば、「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、卒業論文等を学部の全部で必修としている割合は文学部で79%、教育学部で88%、法学部で16%、経済学部で31%と大きな差がある。

### （「出口における質保証」と教員一人当たりの学生数（ST比）について）

- 教育未来創造会議第一次提言は、「出口における質保証」の強化を図る具体的取組の一つとして「設置基準の見直しを行うなど、ST比の改善等による教育体制の充実を図る」ことを挙げている。密度の濃い主体的な学修を促す教育プログラムの実施や厳格の成績評価等を大学が責任を持って実施するためには教育体制の充実が重要であることは当然であり、一般的に、教員一人当たりの学生数が少ない方が、一人ひとりの学生に対してよりきめ細かな教育、支援を行うことが可能となる。また特に、上記の通り「出口における質保証」において重要な位置づけとなる卒業論文・卒業研究の指導やゼミナール形式の授業等においては、多様な学生に対して真に効果的な教育や研究指導を行うため、教員自身が学生と向き合い、様々な状況に対応できるような指導体制の構築が必要となろう。
- 一方、大学設置基準等の法令において、各大学が遵守すべき基準としてST比を規定することについては課題もあり、慎重な検討が必要と考えられる。例えば、ST比の算定において用いる教員数について、基幹教員数とするのか、基幹教員数のうちでも「専ら当該大学の教育研究に従事する者」とその他の者についてフルタイム換算で算定するのか、基幹教員以外の非常勤の教員等についても算定方法によって大きく数値が異なることとなる。また、こうした数値はあくまで教員の頭数に着目したものであるが、世界に伍する研究大学を目指す大学から地域の担い手となる人材育成を担う中小規模の大学まで多様なミッションを有する大学が存在する中で、教員が教育に割くエフォートは大学間・学部間等で相当程度異なり、必ずしも学修者目線での教育体制の充実度を正確に表す指標とは言い難い面がある。更に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたオンライン授業の普及・拡大など多様な教育方法の実践が進んでいる中、例えば、知識の教授が中心となる講義をオンライン授業による配信としつつ、教員の適切な指導の下、TAやSAなどの指導補助者がディスカッションや協同学習の指導等を行うハイブリット型の教育も実践されているが、こうした教育上の工夫もST比という指標の中で捉えることは難しい。質保証システム部会においては、こうした多様な教育実践を促す観点からも、これらの指導補助者について設置基準上に明示的に規定することとしたところである。<sup>11</sup>なお、学生の主体的な学修を促すために、地域におけるフィールドワークや、企業との連携による業務体験等を伴うキャリア教育やプロジェクト学修など、教

---

<sup>11</sup> 大学設置基準第8条第3項において、「大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると思われる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。」と規定。

室の内外（海外研修も含む）におけるアクティブ・ラーニングの手法も進化し、その教育効果も注目されている。これらの教育方法においては、従来の「授業」の概念自体が変化してきており、ST 比で捉えることは難しいことにも留意すべきである。

- これらを踏まえれば、現段階においては、ST 比を教育の質保証における遵守すべき基準として用いることができるかについては国際的な動向等も含めた更なる研究・知見の蓄積を要する課題としつつも、当面は、質保証システム部会審議まとめを受けて導入された基幹教員制度や指導補助者等に係る改正が大学の教育研究体制等にどのような影響を及ぼしているのかについてデータやエビデンスに基づいた分析や評価・検証を行うことが適当と考えられる。その上で、ST 比が一定の制約はありつつも、大学の教育研究体制を表す一つの重要な指標であることも踏まえれば、各大学における積極的な情報公表を促していくことが重要である。
- 「教学マネジメント指針」では、学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち、「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」として ST 比が挙げられている。各大学においては、単なる人数比のみならず、例えば開設科目のうち学生数を 20 名以下に設定している授業の割合といったクラスサイズに関する情報や指導補助者の活用状況等に関する情報を併せて公表するなど、各学位プログラムの教育の全体像がつかめるようなきめ細かな情報公表に努めることが求められる。
- 現状では ST 比を公表している大学は 63%にとどまるが<sup>12</sup>、今後、質保証システム部会審議まとめの提言<sup>13</sup>も踏まえて、認証評価において、ST 比に係る情報公表状況の確認や情報公表の好事例の普及を進めていくことが重要である。

#### （産業界等との連携・協力）

- 大学に対して「出口における質保証」を求める産業界においては、まずもって、採用選考活動に当たって、成績証明等を取得して活用することなどにより、学修成果や学業への取組状況を適切に評価することが求められる。あわせて、求める人材のイメージ、資質・能力や技能等について具体的に示していくことや、大学における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信することが求められる。
- 産業界からは、日本の大学では、学部の 4 年間で学生が卒業に必要な単位を充

---

<sup>12</sup> 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和 3 年 10 月 4 日）

<sup>13</sup> 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（令和 4 年 3 月 18 日質保証システム部会審議まとめ）」では、認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、教学マネジメント指針において「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについて、当該指針を踏まえて確認を行うことが提言されている。



たせるように教員が学生の成績評価を甘くすることなどが行われている、といった指摘がある。大学において成績評価や卒業認定の厳格化を進めるに当たっては、受け皿となる産業界等においても、そうした取組の重要性を認識していることや年齢主義的な採用選考を行っていないことについて積極的に発信していくことが必要である。

- また、近年、就職・採用活動の日程が一部で早期化し、学生の就職活動期間は長期化する傾向にあることや、インターンシップ等を契機として就職・採用活動の日程より前に実質的な就職・採用活動が行われる事案があることが大学における学修の妨げとなっていることは問題であり、就職・採用活動の日程等の遵守徹底、学事日程への十分な配慮が必要であることは言うまでもない。
- 企業等においては、「出口における質保証」に向けた大学の取組により積極的にコミットすることも期待される。プロジェクト学修や業務体験等を含む企業と連携した教育は学生のキャリア教育においても重要であり、大学での学修の社会的意味を学び、理論と実践の往還を通じて、論理的思考（ロジカル・シンキング）・批判的思考（クリティカル・シンキング）を身につける優れた教育の機会にもなる。また、例えば、ゼミや卒業論文等において連携・協力を行うとともに、その過程や様々な機会を捉えて、大学教育の在るべき姿や産学連携の深化等について大学と積極的に対話することなどが考えられる。